

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和元年12月3日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 占部 七海
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アソティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

預貯金の払戻し制度の新設

平成30年7月6日の民法の相続分野の改正により預貯金の払戻し制度が新たに設けられました。この新設により遺産分割前であっても相続人が単独で一定の範囲の相続預貯金の払戻しを受けることが可能になりました。今回は遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるこの預貯金の払戻し制度を紹介していきたいと思います。

1. 前提

可分債権である預貯金債権等(ゆうちょ銀行の定期預金を除く。)は当然分割財産とされ(当然分割ということは遺産分割協議は不要で相続開始時に法的に分割済みであるという意味です。)各共同相続人は金融機関に対し、自分の法定相続分を払戻し請求することは認められていました。ところが、平成28年12月19日の最高裁大法廷決定(判例タイムズ1433号44項)により、従来の当然分割財産ではなく、遺産分割の対象財産であると解されることになり、各共同相続人はこれまでのように遺産分割協議成立前に法定相続分に応じた額の払戻し請求を単独で行使できないこととされました。その結果、被相続人の債務の弁済及び葬儀費用の支出、生活に困窮する相続人の生活費の支弁、相続税等公租公課の支払に不便をきたすことが予想されます。この不都合に対処するため預貯金の払戻し制度が法定されました。

2. 改正民法による2種類の仮払い制度

(1) 家事事件手続法の保全処分による仮払い

家庭裁判所に遺産の分割の審判又は調停の申立てをした場合に、被相続人の債務の弁済や、相続人の生活費の支弁その他の事情により預貯金債権を払い戻す必要があることを主張して、家庭裁判所の判断により仮払いの必要性があると認められるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の保全処分として、仮払いが認められます。ただし、家庭裁判所の遺産の分割の審判や調停を申し立てることが前提となります。

(2) 預貯金の3分の1の法定相続分を金融機関の窓口で受ける制度

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始時の預貯金債権の額(口座基準)の3分の1に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額(ただし、1つの金融機関ごとに150万円を限度とする。)については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口において、単独で払い戻しを受けることができることとなりました。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされます。

3. 預貯金の払戻し制度と相続税申告

改正民法による仮払い制度で預貯金の一部を相続人が単独で引き出していた場合の相続税の注意点は、相続時点での預貯金残高で申告しなければならないことです。仮払いした金額を後で精算する分割協議書の場合は、相続税の計算上はその預金を相続した者が相続時の預貯金残高を課税財産として申告すれば問題はありません。ただし、仮払金の精算を忘れてしまうと贈与税がかかるので必ず行ってください。

なお、仮払金の精算を行わない場合は要注意です。相続税の計算上は、仮払いを受けた者が仮払金相当額の預貯金を、その預貯金を相続した者が相続時の残高から仮払金を差し引いた預貯金額をそれぞれ相続したものとして申告を行う必要があるからです。簡便に済ますためには、仮払いを受けた者とその預貯金を相続する者が同一であることが望ましいでしょう。といっても、単独で仮払いが行われるのは、なかなか全員の同意が得られないケースでしょうから、そういう訳にはいかないと思われます。仮払いを行った場合の相続税の申告には、十分な注意が必要です。

預貯金の払戻し制度の施行日は、令和1年7月1日からとなっております。遺言相続のためこれらの制度を利用できない場合などもございますのでご注意ください。何かご不明な点等ございましたら、私共がいつでも対応いたしますので、お気軽にご相談くださいませ。